

建築物省エネ法判定業務約款

建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者（以下「甲」という）及び一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、これに基づく命令、同法施行規則（平成27年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）等（以下「関係法令」という。）を遵守し、この約款（引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター建築物省エネ判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という）を履行するものとする。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、判定を受ける建築物の情報を建築物エネルギー消費性能確保計画書（以下「計画書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、業務規程に従い、計画書及び判定に必要な図書（以下「添付図書」という。）を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が添付図書のみでは評価を行うことが困難であると認めて追加図書の提出又は添付図書の補正を請求した場合は、乙の業務遂行に必要な範囲内において、双方合意のうえ定めた期日まで遅滞なく必要な追加図書に提出又は添付図書に補正その他必要な措置をとらなければならない。
 - 4 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。
- 2 乙は、第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに、判定業務を行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、引受承諾書を発行した日から14日を経過する日までとする。
- 2 乙は、甲が第1条第3項の規定により乙が甲に対して追加図書の提出又は添付図書の補正を請求した場合は、この対応にかかった期日の日数分を業務期日に加算するものとする。
 - 3 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、その他不可抗力により、期日までに業務を完了することができない場合には、業務期日の延期を請求することができる。
 - 4 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が適正であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 5 第3項及び第4項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（料金の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、引受承諾書を発行した日から3日を経過する日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項の支払期日までに料金を支払わない場合には、乙は、適合判定通知書を交付しない。この場合において、乙が当該適合判定通知書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

- 第5条 甲は、規程に基づく判定手数料を、前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 前項の振込みに要する費用は甲の負担とする。
 - 3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(適合判定通知書交付前の変更計画)

- 第6条 甲は、適合判定通知書の交付前までに甲の都合により計画書を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、双方合意の上定めた期日までに、乙に変更部分の添付図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の計画書を取り下げ、別件として改めて乙に計画書を提出しなければならない。
 - 3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、第3条に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないと
 - 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除（申請の取り下げ）のうち、乙は、判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定手数料がいまだ支払っていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
 - 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに料金を支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないと
 - 2 前項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定手数料がいまだ支払っていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、次の各号に規定する場合、一切責任を負わない。

- (1) 甲の提出した計画書等び虚偽の記載があり、それに基づいて適合判定通知書の交付がなされた場合
- (2) 乙による故意又は重大な過失がない場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、適合判定を実施することにより、甲の計画書に係る建築物が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、適合判定を実施することにより、甲の計画書にかかる建築物に瑕疵がないことを保証しない。

(関係行政庁への説明)

第10条 乙は、国土交通省等の関係する行政庁から本業務に関する説明を求められた場合には、審査の内容について、当該行政庁に説明することができるものとする。

(秘密保持)

- 第11条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）の目的を遵守し、個人情報取扱事業者として乙が定める「一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター個人情報保護規程」に基づき個人情報を扱うものとする。
- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
 - (3) 関係する行政庁等から報告を求められた場合
 - (4) 個人情報保護法第23条第1項の各号に該当する場合

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は令和7年4月1日より施行する